

和歌山森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合和歌山分会）  
議 事 要 旨

- 日 時 平成23年12月15日（火）13:30～15:20
- 場 所 和歌山森林管理署 会議室
- 出席者 当局：6名  
組合：8名

1 平成23年度業務計画について

組合：森林整備事業等の実行に伴う、調査や監督等の業務が特定の職員へ偏ることがないように配慮すること。

当局：年度当初の事業計画に基づき、特定の職員に業務が集中しないように計画したところである。今年9月に発生した台風12号の影響により、年度当初契約した森林整備事業等についても大半が契約解除となったところであるが、台風災害調査等においても、特定の職員へ調査や監督等の業務が偏ることがないように配慮したところである。

組合：台風災害等により、事業の追加及び収入確保が困難な状況であっても、必要な旅費・超勤等の予算を確保すること。

当局：台風災害等により収入確保が困難な状況であっても、必要な旅費・超勤等の予算を確保して参る考えである。

組合：台風災害により各事業に大きな支障をきたしている状況であり、職員もその対応に追われている現状が見受けられるが、平成24年度以降の事業をどのように進めていくのか聞きたい。

当局：24年度以降の事業については、災害復旧等の必要な予算確保及び事業の緊急度・優先度を勘案し、円滑な事業実行になるよう努めて参る考えである。

2 要員確保について

組合：真妻森林官、治山第二係長、森林ふれあい係長の併任及び新宮森林事務所の係員を配置し、併任を早期に解消すること。

当局：当署の要員事情を機会ある毎に局に伝えているところであるが、局全体の要員事情も非常に厳しい状況にあることから併任解消に至っていない状況である。署内においては事務系臨時による対応や、現場においては署内職員及び近隣森林官等の応援または、臨時雇用により対応しているところである。併任解消について、労働組合から強い要望があったことは、再度上局に進達して参りたい。

3 庁舎・公務員宿舎の新築移転について

組合：庁舎・公務員宿舎については津波警戒区域内にあることから、職員及び家族の安全確保等の面からも危険区域外へ新築移転すること。

当局：津波警戒区域に該当していることは認識しており、以前から当署の実態を上局へ伝えてきたところである。3.11震災以降、職員及び家族の皆さんが不安が増していることは承知しているところである。

公務員宿舎を巡る情勢は大変厳しくなっており、新築による移転は困難な状況であり、合同宿舎への移転等も含め労働組合と疎通等を図りながら引き続き検討して参りたい。また、地震発生時に取るべき対応策等について職員に周知するなど、引き続き職員の安全確保に努めて参る考えである。

4 イベント実施の考え方について

組合：当署において年間多くのイベントを実施しているが、職員の負担軽減などをどのように考えているのか。

当局：イベントについては、森林・林業の普及啓発、署のPR等が見込めるものについて、職員の協力を得ながら取り組んでいるところである。署主催のイベントは平日を基本に計画しているが、外部主催のイベントについては休日開催が多く、特定の職員に集中しないよう配慮するとともに、ボランティア団体の協力を得るなど、休日等のイベント参加のさいは、最小限の人数で対応しているところである。